

災害事例及び措置情報

番号	管内	県名	発生年月日	鉱種	鉱山労働者数 A:9人以下 B:10~49人 C:50~99人 D:100人以上	災害事由	罹災者数(人)				原因となった装置・施設等	ハザード(危険の内容)	災害概況	リスクマネジメント実施状況 (発生前)	原因	対策	詳細情報	
							死亡	重傷		軽傷								計
								4週間 以上	4週間 未満									
1	近畿	滋賀県	平成19年 6月2日 15:00頃	石灰石	B	外・その他				1	1	破砕機給鉱用 貯鉱サイロ	貯鉱サイロの目詰まり 解消作業	罹災者は、貯鉱サイロの詰まりを解消するため、サイロ内貯鉱上において破砕機を用いて貯鉱を緩める作業中、緩め済み箇所上で休憩していたところ、足下の貯鉱が崩落して約3.4m滑落し、腰椎を骨折し罹災した。	・高所作業に対する措置は定められていたが、貯鉱サイロ内原料上で作業を行うという状況及び足下が陥没するという状況は予知・予見されていなかった。	・作業手順が、貯鉱サイロが満載状態で目詰まりをおこしている状況を想定しておらず、貯鉱サイロ内原料上で目詰まり解消作業を行う状況には対応していなかった。 ・腰綱の着用基準が、貯鉱サイロ内原料上で作業を行う状況に対応していなかった。	・当該作業のリスク評価を実施する。 ・貯鉱サイロが滞留しない措置を実施する。 ・目詰まり解消用の振動装置を設置及び放水装置の強化を図る。 ・やむを得ずサイロ内で作業する場合の常設の可動足場を設置する。 ・目詰まりが解消することによって発生するリスクに対応した内容を保安規程に追記する。 ・作業進捗状況を作業員全員で確認しながら進めるようにミーティングを強化する。 ・腰綱を含む保護具の使用及び使用箇所を見直し、保安規程に追記する。 ・本災害の対策について再教育を実施する。	概要図19-1
2	近畿	福井県	平成19年 12月12日 15:00頃	けい石	A	外・運搬装置 (自動車)		1			1	原石置場	ダンプトラック	罹災者は、鉱石を運搬をするため原石置場にダンプトラックを停車させ、ホイールローダーに乗換えたところ、ダンプトラックが自走前進したため、ホイールローダーから降りてダンプトラックの左側にしがみついた際、両足甲をダンプトラックの左後輪に挟まれ、罹災した。(左足関節挫創、左足関節内果骨折)	・ブレーキをかける等逸走を防止するための措置を講じる。	・ダンプトラックのブレーキ操作が不十分であった。 ・ダンプトラックのブレーキの確認をしていなかった。 ・ダンプトラックの停車位置が2度の下り勾配であった。	・作業手順書によりブレーキの確認、各自作業の再確認を行い、積込作業について再教育を実施する。 ・積込場のフロアを広げ、作業性の改善を図る。 ・積込場の勾配を平坦にし、自走しないようにする。 ・ミーティング時にKYTを行い、注意力喚起を継続する。	概要図19-2